

# カスタムにおける道路運送車両法の特記事項

## 灯火類（テール・ウインカー・ライセンスランプ）編

●この度はキタコ製品をお買い求め頂き誠に有り難うございます。下記の法規制を良く理解して正しい取付を行って下さい。

### 【尾灯】 テールランプ

保安基準 第37条及び第62条の3により抜粋。

●夜間後方300mから点灯を確認出来る事。（原動機付自転車の場合150m）

●光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上。

●尾灯の灯光色は赤色である事。

●照明部の中心が地上2m以下。

●尾灯は、点滅するものでないこと。

#### ○補足

※一部の弊社製テールランプは、方向指示（ウインカー）と尾灯が一体となっているモデルがあります。その場合、方向指示器作動時は、尾灯の一部の面積は減少しますが、その他（反対側）の尾灯は常時点灯していますので、光度や照明部の大きさなどは保安基準を満たしております。

### 【方向指示器】 ウインカーランプ

保安基準 第41条及び第63条の2により抜粋。

●方向指示器は、方向の指示を表示する方向100mの位置から、昼間において点灯を確認できるもの（原動機付自転車の場合30m）

●光源が10W以上60W以下で投影面積が各7cm以上。

●方向指示器の灯光色は橙色である事。

●毎分60～120回、一定の周期で点滅するもの。

●方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものは250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものである事。

●方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にある事。

#### ○補足

※一部の弊社製テールランプによっては、方向指示と尾灯が一体となっているモデルがあります。その場合、方向指示器作動時は反対側の尾灯が常時点灯し、その外側にあたる方向指示部が作動しております。

### 【制動灯】 ストップランプ

保安基準 第39条及び第62条の4により抜粋。

●制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるもの

（原動機付自転車の場合30m）

●光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm以上。

●制動灯の灯火色は赤色である事。

●尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上である事。（原動機付自転車は3倍）

●照明部の中心が地上2m以下。

●後方10mの距離における地上から2.5mまでのすべての位置からその照明部を見通す事が出来る事。

●点滅するものでないこと。

### 【番号灯】 ライセンスランプ

保安基準 第36条及び第62条の2により抜粋。

●番号灯は、夜間後方20mの距離から条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものである事。（原動機付自転車は8m）

●番号標板面の照度が15lx以上、輝度が1.6cd/m<sup>2</sup>以上のもの

●番号灯の灯光の色は、白色であること。

●番号灯は、点滅しないものであること。